

最高裁秘書第1427号

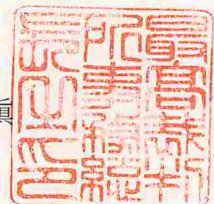
令和3年5月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和3年4月22日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

簡易裁判所判事選考規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数が年度ごとに分かる文書（平成18年度から平成21年度までのもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第1685号

令和3年6月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

簡易裁判所判事選考規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者  
の人数が年度ごとに分かる文書（平成18年度から平成21年度までのもの）

2 苦情の申出がされた日

令和3年4月26日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第14号

(2) 謝問日

令和3年5月26日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1687号

令和3年6月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

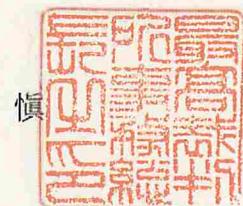
諮問番号 令和3年度（最情） 諒問第14号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年5月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、事務処理上の便宜のため、昭和22年頃の制度開始時から令和2年度までの間、簡易裁判所判事選考規則第5条第2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数及び合格者数等をまとめた一覧表形式の文書を作成しているはずである旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

簡易裁判所判事選考規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数が年度ごとに分かる文書（平成18年度から平成21年度までのもの）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年4月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 簡易裁判所判事選考規則第5条第2項に基づいて簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数が年度ごとに記載される文書としては、簡易裁判所判事選考委員会議事録が考えられるものの、平成18年度から平成21年度までの分は、保存期間を満了しており廃棄済みである。

(2) また、苦情申出人は、事務処理上の便宜のため、昭和22年頃の制度開始時から令和2年度までの間、簡易裁判所判事選考規則第5条第2項に基づき、簡

易裁判所判事の選考を受けた者の人数及び合格者数等をまとめた一覧表形式の文書を作成しているはずである旨主張するが、同項に基づいて選考を受けた者の人数を年度ごとにまとめた文書を作成するような定めはなく、事務処理上作成が必要なものでもないため、苦情申出人の主張する文書は作成又は取得しておらず、最高裁判所内において探索したが、存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。